改正要綱			現行要綱		
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱			高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱		
第1条 ~ 第3条 【省略】 (交付金の交付対象経費及び交付率) 第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。			第1条 ~ 第3条 【省略】 (交付金の交付対象経費及び交付率) 第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。		
交付金事業	経費の内容	交付率	交付金事業	経費の内容	交付率
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	る対象活動組織が行う水産多 面的機能発揮対策事業のうち、	1活動項目当たり事業に要する経費の15パーセント以内とし、30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。	高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	る対象活動組織が行う水産多 面的機能発揮対策事業のうち、	事業に要する経費の15パーセント以内とし、1活動項目あたり30万円を上限とする。ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する 経費	定額	高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する 経費	定額
第5条 ~ 第17条 【省略】			第5条 ~ 第17条 【省略】		
1~10 【省略】			附 則 (略) 別表 (第6条、第8条、第14条関係) 1~10 【省略】 別記第1号様式 ~ 第9号様式 【省略】		